

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

## 京都市規則第134号

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1項」を「第2条第1項前段」に、「正副2通の申請書」を「申請書の正本及び副本」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 工事施工者(工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)

第1条第2項第1号中「(縮尺2,500分の1)」を削り、同項第2号及び第3号中「(縮尺100分の1)」を削り、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 条例第2条第1項後段の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、第2項各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容及び理由
- (2) 条例第2条第1項前段の規定による許可の年月日及び許可番号

5 市長は、第1項又は前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付するものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

(許可を要しない軽微な変更)

第2条の2 条例第2条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 緑地の面積を増加させることとなる変更(道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地(以下「公共用空地」という。)から見える緑地の位置の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 木竹の本数を増加させることとなる変更(公共用空地から見える木竹の位置の変更を伴わないものに限る。)
- (3) 公共用空地から見えない位置にある緑地及び木竹の位置の変更

(4) エアコンディショナーの室外機, 給湯器その他これらに類する建築設備の公共用空地から見えない位置への変更

(5) その他市長が良好な風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めるもの

第3条中「第2条第2項第6号イ」を「第2条第2項第6号ウ」に改める。

第5条中「第2条第2項第13号イ(イ)」を「第2条第2項第13号ア(イ)」に改める。

第7条第2項中「, 第3項及び第5項」を「及び第3項」に改め, 同条第4項中「市長は」の右に「, 第1項の協議があった場合において」を加え, 「同意書」を「協議成立書」に, 「相手方」を「当該協議をした者」に改める。

第12条第2号中「の<sup>たい</sup>堆積」を「の堆積」に, 「<sup>たい</sup>堆積する」を「堆積する」に改める。

第13条第1項第1号ア中「こう配」を「勾配」に, 「すべて」を「全て」に改め, 同号ウ中「こう配」を「勾配」に改め, 同号エ中「日本瓦<sup>がわら</sup>」を「日本瓦」に, 「平板瓦<sup>がわら</sup>」を「平板瓦」に改め, 同号オを次のように改める。

オ 屋根の色彩が, 次に掲げる基準に適合するものであること。ただし, 屋根が着色されていない銅板でふかれているときは, この限りでない。

(ア) 日本瓦又は平板瓦でふく場合にあっては, いぶし銀, 光沢の少ない濃い灰色又は黒色であること。

(イ) 金属板, 平形彩色スレートその他これに類するものでふく場合にあっては, 光沢の少ない濃い灰色又は黒色であること。

(ウ) 公共用空地から見えない屋根の部分を太陽光発電装置等のパネルでふく場合にあっては, 濃い灰色, 黒色又は濃紺色であること。

(エ) 公共用空地から見える屋根の部分を太陽光発電装置等のパネルでふく場合にあっては, 濃い灰色又は黒色であること。

第13条第1項第4号アを次のように改める。

ア 門(建築物である門を除く。以下同じ。)及び塀にあっては, 次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 木製若しくは竹製のもの又は表面が土壁若しくはしっくい塗りの仕上げが施されたものにあっては, 素材の色であること。

(イ) 金属製のものにあっては, 光沢の少ないこげ茶色, 薄茶色, 黒色又は灰色であること。ただし, その設置の目的が物件の堆積を周囲から見通すことを遮る

ものでない塀にあつては、この限りでない。

(ウ) 金属製の塀で、その設置の目的が物件の堆積を周囲から見通すことを遮るものでないものにあつては、光沢の少ないこげ茶色、薄茶色、黒色又は灰色であり、かつ、当該塀が公共用空地から見えないものであること。

(エ) コンクリート製のものにあつては、砂壁状吹き付けその他これに類する仕上げが施されたものであり、かつ、光沢の少ない薄茶色又は灰色であること。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもの以外のものにあつては、表面が木竹、石又は土壁に類する仕上げが施されたものであること。

第13条第1項第4号イ中「薄茶色」の右に「、黒色」を加え、同号キ(ア)中「第1号オ(イ)」を「第1号オ(ウ)」に改め、同号キ(イ)中「第1号オ(ウ)」を「第1号オ(エ)」に改める。

第21条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「堆積<sup>たい</sup>」を「堆積」に改め、同条第1号及び第2号中「堆積<sup>たい</sup>する」を「堆積する」に改め、同条第3号中「堆積<sup>たい</sup>」を「堆積」に改め、同条第4号中「水平距離が」の右に「おおむね」を加え、同条第5号ア及びイ中「堆積<sup>たい</sup>する」を「堆積する」に改める。

第22条第6号中「工事請負人」を「工事施工者」に改める。

第25条第1号エ中「工事請負人」を「工事施工者」に改め、同条第2号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の京都市風致地区条例施行規則第1条第1項及び第2項、第13条第1項、第21条第4号、第22条第6号並びに第25条第1号の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る行為について適用し、同日前の申請に係る行為については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部風致保全課)